

國學院大學學術情報リポジトリ

A Study of New Era Names in the Case of Abdications in Tang China

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Kaneko, Shuichi メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/00000652 |

唐帝の讓位時における改元について

——玄宗はなぜ一二月に開元と改元したのか——

金子修一

一 はじめに

一昨年（二〇一九）の日本では天皇の讓位とそれに伴う改元とがあり、天皇位の繼承の在り方や年号に国民の大きな関心が集まった。私も加藤陽子氏に慫慂されて、同氏編輯の『天皇はいかに受け継がれたか—天皇の身体と皇位繼承』に「中国皇帝の讓位と元号」の一文を寄稿した¹⁾。

中国に限らず、世界の君主国では先代の王（君主）の死後に次の王が立つのが主流であり、院政期の日本のように、讓位を

通例とするのは寧ろ例外である。先王の死後に新しい王が即位すれば年の途中に王の交代のあるのが普通となるが、中国ではその年の終わりまで死去した先王（秦漢以後では先帝）の年と見做し、翌年の正月を迎えて初めて新しい王（皇帝）の元年と数える。これを踰年称元、前漢の武帝の途中から年号制度が始まって以後は踰年改元という²⁾。三国魏の齊王曹芳は景初三年（二三九）正月一日に即位した。当日は先帝の明帝（在位二二六～二三九）が崩御した日で、齊王芳はこの日に皇太子となり、次いで皇帝に即位した。しかし年号は明帝の景初三年のまま翌年の正月一日に正始と改元、この日が齊王の元年の初

日となった。年表では斉王芳の在位期間は二四〇〜二五四年となるが、実際にはその前の景初三年一年間も皇帝であった。踰年称元・踰年改元の考え方に立つと、このようなことも起こり得るのである。しかも、従来の一月ではなくその前の一二月を歳首とする景初暦を明帝は施行しており、斉王芳は正始元年から一月を正月とする従来の夏正に戻している。景初三年は実際には一三箇月存続した。なお、日本では切れ目の無い年号制度の確立するのは文武天皇（在位六九七〜七〇七）の大宝年間（七〇一〜七〇四）からであるが、日本では天皇即位の時期と改元の時期とは無関係であるのが寧ろ普通である。

私が「中国皇帝の讓位と元号」で右のような内容を述べた時に説明しきれなかったのが、唐の順宗が即位した年のうちに讓位する未踰年之君（後述）であるのに、なぜ順宗という廟号を持つているのか、という点であった。また、断案がないので触れなかったのは、本稿の副題である玄宗はなぜ一二月にもなつて開元と改元したのか、ということであった。この程、以上の二点について一応の解釈を立てることができたので本稿を纏めたが、玄宗・順宗以外の讓位によって即位した唐の皇帝と改元との関係も一瞥しておいた方が、両者それぞれの改元の特徴を把握し易い。そこで太宗・憲宗の即位時の改元にも言及してお

いた。よって、本稿の内容は「中国皇帝の讓位と元号」と一部重複するが、その点は御容赦願いたい。また、玄宗の開元への改元の問題には武后の退位以降の政治の動きも関わってくるので、この時期の政治過程にもかなり筆を割くことになった。その点で、他の諸帝の改元とはかなり異なる叙述となった点を諒とせられたい。

二 唐代の讓位と年号

漢以来の長寿の帝国であった唐（六一八〜九〇七）には、周（武周、六九〇〜七〇五）を建国した則天武后（武則天）を除いて二〇人の皇帝がいたが、そのうち在位中に次の皇帝に讓位したのは高祖（次の皇帝は太宗）・睿宗（玄宗）・玄宗（肅宗）・順宗（憲宗）の四名である。踰年改元の考え方に照らすと、こうした在位中の讓位の場合に新しい皇帝がいつ改元したかは、政治上上の興味深い問題点となる。

太宗（在位六二六〜六四九）の場合、長兄の皇太子李建成及び弟の巢王李元吉との確執が激しくなり、武徳九年（六二六）六月の玄武門の変で李建成・李元吉を倒して皇太子となり、八月に高祖（在位六一八〜六二六）の讓位を受けて皇帝として即

位した。おそらく、その後も父の高祖との間には対立があったであろうが、史料は黙して語らない。貞観（六二七～六四九）への改元は翌年の正月元日であり、太宗は先帝崩御の場合と同じ踰年改元の形式を遵守したことになる。また、太宗は即位時に大赦したが（『唐大詔令集』卷二・太宗即位赦）、貞観の改元時には大赦していない（同書卷三・改元貞観詔）。これに対し、肅宗（在位七五六～七六二）は玄宗（在位七一二～七五六）の天宝一五載（七五六）七月二日に即位したが、当日に至徳（七五六～七五八）と改元し天下に大赦した（同書卷二・肅宗即位赦）。肅宗の場合、前年末に勃発した安史の乱で長安を追われ、父の玄宗と共に成都（四川省）まで落ち延びる途中で、群臣の勧めで先行する玄宗と分かれ、独断で長安の西北にある唐の有力な軍事拠点の靈武（寧夏回族自治区）に行き、そこで即位した後にそのことを玄宗に通知したのである。この行為を肅宗によるクーデタと見做すかどうかは微妙であるが、即位当日に改元したことは肅宗の決意の表明と見ることができると、また、改元や大赦は詔として全国に發布されるので、戦乱の際には皇帝の健在を人民に明示するという政治的效果もあった。

順宗の場合も別の意味で特殊である。徳宗（在位七七九～八〇五）は貞元二年（八〇五）正月二三日に崩御し、皇太子

の順宗は二六日に即位した。即位赦は遅れて二月二四日に發布されている。ところが、順宗は病弱で同年八月四日には讓位して太上皇となり、皇太子の憲宗が即位した。順宗の朝廷では王叔文・王伾を中心とした気鋭の官僚が政治改革を推進しようとしたが、守旧派官僚や宦官の不満、抵抗もあって、その改革は順宗の讓位と共に挫折し、王叔文らは左遷等の憂き目にあってしまう。その中には文章家として著名な柳宗元・劉禹錫も含まれていた。この改革運動を永貞革新というのは八月五日には永貞と改元されたからであるが、踰年改元の原則から順宗はそれまで改元していなかった。永貞への改元は退位した太上皇の順宗の詔（後述）で發布され、文中に「自貞元二十一年八月五日已前、天下死罪降從流、流以下遞減一等」（『旧唐書』順宗紀）という大赦より小規模な恩赦が宣言された。順宗は王叔文らの専権を悪んでいたというが、この点では順宗と憲宗との間に軋轢があり、順宗にはなお政治の主導権の一部を保持しようとする思惑があったのかも知れない。

憲宗は翌年の永貞二年（八〇六）正月に元和と改元して天下に大赦したが、その文に「改貞元（永貞の誤り）二年爲元和元年、正月二日味爽以前、大辟罪已下、常赦所不原者、咸赦除之」（『唐大詔令集』卷五「改元元和赦」とあるように、永貞二年

は正月一日の僅か一日だけ存在した。前述のように、年の途中で即位した皇帝にとって翌年の正月が本人の元年となるが、年を躰えないで皇帝が崩御した場合には、未躰年之君^{みゆたねのきみ}といって正規の皇帝としては扱わない。これに対して無事翌年の正月を迎えた皇帝は躰年之君という。後漢では北郷侯が即位した年のうちに亡くなっており（在位一二五）、皇帝としては扱われていない。しかし同じ幼帝でも、殤帝（在位一〇五〜一〇六）・沖帝（在位一四四〜一四五）・質帝（在位一四五〜一四六）の三名は躰年之君であり、皇帝の諡号で呼ばれている³。順宗とは祖先の位牌である神主^{かみじ}の称号の廟号であり、正規の皇帝として扱われている⁴。順宗は間もなく元和元年正月一日に崩御しており、当時政治的に憲宗に対抗し得る存在ではなかった。元和元年への改元を正月二日としたのは、順宗を躰年之君として正規の皇帝として扱うための憲宗側の配慮であったのであろう。つまり、「永貞」という年号は順宗の年号であったと考えられる。初めに述べた曹魏の景初三年の事例を想起すべきである。

三 睿宗の讓位

高祖—太宗と玄宗—肅宗及び順宗—憲宗との間にある、睿宗

—玄宗の讓位の事情はより複雑である。睿宗（在位七一〇〜七一二）は兄の中宗（在位七〇五〜七一〇）と共に、高宗（在位六四九〜六八三）と則天武后との間の子である。弘道元年（六八三）一二月に高宗が洛陽で崩御した後に中宗が即位し、翌年正月元日は嗣聖（六八四）と改元した。しかし、高宗崩御時から則天武后が臨朝稱制して政治の実権を握り、二月六日戊午に中宗は武后によって廢位され、翌日の七日己未に弟の睿宗が即位して文明（六八四）と改元した。しかし、天授元年（六九〇）に武后は中国史上唯一の女性皇帝として周王朝（武周）を開き、睿宗は廢位されて皇嗣という地位に落とされた。皇嗣とは皇太子に代わる名目的な帝位継承者の意味に解して良いであろう。文明以後、光宅（六八四）・垂拱（六八五〜六八八）・永昌（六八九）・載初（六九〇）、そして天授（六九〇〜六九二）と武后は頻繁に改元するが、載初までは建前上では睿宗の年号である。中宗が皇太子に返り咲く神龍元年（七〇五）まで中宗の最初の年号の嗣聖で通す年表もあるが、武后の稱制及び周における統治を認めない立場に拠るものである。廢位された中宗は嗣聖元年二月に洛陽で幽閉されて廬陵王とされ、四月に均州（湖北省均県）、翌垂拱元年三月にさらに房州（湖北省房県）に流され、皇太子として聖曆元年（六九八）三月に洛

陽に戻るまで房州に軟禁された。なお、武后は洛陽を神都とし、武周朝の首都としていた。

武后が中宗を皇太子としたことは、自分の後は武氏一族に継がせず唐室の李氏に政権を返すことを意味する。その後の在位中の武后の動きは、中宗の地位を安定させることを中心としていたように思われるが、病臥中の神龍元年（七〇五）正月に桓彦範・敬暉ら五名によって宮中（上陽宮）に幽閉、退位させられた。桓彦範らは中宗を皇帝に復位させた功績で、いずれも郡王の爵位を与えられて五王と呼ばれる。彼等は武氏一族の勢力削減を中宗に進言したが容れられず、次第に巻き返した武氏勢力によって左遷され、全員その途中で殺されるか現地で没した。武后自身は中宗を後継者としたが、それに不満を持つ武氏一族の武后没後の動きを心配して五王は早期の中宗復位を図ったのであろう。しかし、中宗は凡庸な皇帝であったようであり、『旧唐書』の列伝を通読すると、五王のみならずその他の官僚の進言にも多くは耳を貸さなかったことが窺われる。

中宗が房州に流されていたことは対照的に、弟の睿宗は終始洛陽に在って、身に危険が及ばないように細心の注意を払った。武后にとつては、兄の中宗は身辺から遠ざけても問題ないが、弟の睿宗は身辺に置いて監視する必要を感じていたのであ

らう。凡庸な中宗に対して非凡な睿宗、という印象は中宗の韋皇后も持っていたのではないか。景龍四年（七一〇）六月に韋皇后は中宗を毒殺し、己れとは異腹の中宗の子である温王重茂を皇帝に立て、自分の女の安樂公主を前代未聞の皇太女に据える、という暴挙に出る。中宗と韋后との間の唯一の男子である懿徳太子重潤は、既に武后によって殺されていた。韋后の中宗毒殺は武后の専権と並べて武韋の禍、或いは女禍と呼ばれているが、目前にいた武后の行動に刺戟を受けたこともあるであろうが、中宗在位のままではいざずれ睿宗に皇帝の地位を脅かされる、という危機感が韋后の暴挙の背後にあったのではなからうか。

この危機を救ったのが睿宗の三男の臨淄郡王李隆基（玄宗）で、クーデタを起こして韋后及び安樂公主を誅殺した。年号を中心にその経緯を細かく見ると、景龍四年六月二日壬午に中宗は毒殺されて七日丁亥に少帝（温王重茂）が即位し、四日甲申に韋后が臨朝摂政し唐隆と改元して大赦した。後に唐隆は玄宗の登場を暗示した年号とも評された。二〇日庚子に韋后一派が倒されると、二四日甲辰に少帝は廢位され、当日に睿宗が即位して大赦した。翌月の七月二〇日己巳に、平王となっていた玄宗が皇太子となり、睿宗は景雲と改元して大赦した。少帝廢位の儀式の時の主動者は、武后所生で中宗・睿宗のきょうだいと

なる太平公主であったが、太平公主は武后似とも評され、その後は皇太子の玄宗と太平公主・睿宗との対立が顕在化してくる。二年後の正月には太極元年（七一二）、五月に延和元年と改元したが、睿宗は太平公主の献策で八月に玄宗に讓位した。ただし、睿宗自身は太上皇帝を名乗り、三品以上の高官の任免と死刑の決定権その他の重要な政務は睿宗が決定し、睿宗が朕と称して玄宗は予と称し、正殿である太極殿で睿宗が臣下に会い、皇太子用の武徳殿で玄宗が臣下に会うという、太上皇帝の存在を皇帝の上に置くことを露骨に明示する処置がなされた。おそらく外交権も睿宗が握っていた。そして、皇帝の命令である制・敕の上に、太上皇帝の行政用語としての詔を制定した。太上皇帝という地位は睿宗の一代限りで、玄宗・順宗は太上皇を名乗ったが、行政用語の詔はそのまま残り、前述のように永貞の年号は順宗の詔で発布された。玄宗は八月三日庚子に即位し、七日甲辰には先天と改元して大赦した。睿宗即位時に廃された少帝（温王重茂）は、景雲二年（七一）に襄王に改封されて集州（四川省巴中市南江県）に遷され、兵五百人に守衛された。開元二年（七一四）に房州刺史に転じ、父の中宗の流謫の地でもなく薨じた。一七歳の不遇の生涯であった。一度皇帝に擬せられた人物のその後の生涯は概して悲惨である。

四 開元への改元

当初、玄宗の朝廷では太平公主一派の宰相が主流を占めており、翌年の先天二年の七月には皇帝の玄宗自身がクーデタを起こし、太平公主一派の宰相を肅清して公主に死を賜わった。すると、睿宗は「無為に志を養う」と称して、政権の一切を玄宗に返上した。睿宗は開元四年（七一六）六月に崩御したが、玄宗が洛陽に行幸して祖母の則天武后の政治的象徴である明堂等を破却したりして、武后の政治を否定するような行動に出るのは翌年の開元五年以降のことである。よって、政権を返上したとはいっても、睿宗の存在には依然大きなものがあつたといえよう。そこで注目したいのが、先天二年二月一日に年号が開元に改められたことである。前述のように、肅宗のように自分の即位を正当化するためには、即位時に改元するのが普通である。一方、讓位した先帝の存在を尊重するのであれば、太宗のように踰年改元すれば良い。さきに見た憲宗の正月二日の改元も、永貞の年号を越年させて、先帝の順宗を踰年之君とする配慮であつたのであろう。これらに対して、玄宗の一二月の改元は新年を迎える僅か一箇月前のことで、踰年改元を避けようと

する玄宗の意図の存在をそこに求めることもできる。この点は、太平公主の打倒及び睿宗の引退直後に玄宗が改元しなかったのはなぜか、という問題でもある。そこで先天二年七月以降、一二月の改元に至るまでの過程を検討してみたい。以下の記述は主に『資治通鑑』卷二二〇に拠る。

私が注目したいのは、一〇月の軍事訓練である。玄宗は、一三日癸卯には驪山の下で徵兵二十万を動員し、旌旗が五十餘里（一里は五百米程）も連なり亘る、という大規模な講武を行った。その時に軍容不整を理由に兵部尚書郭元振を斬ろうとしたが、宰相の劉幽求と張説との説得で流罪に止めた。しかし、給事中・知礼儀事の唐紹は「其制軍禮不肅」という理由で斬られた。時の二大臣が罪を得たことで、諸軍は震え上がったという。もともと、玄宗は「威を立てることを欲したが」唐紹を斬る意思はなく、さっさと宣敕して唐紹を斬った金吾衛將軍李邕は免官の上、終身廢棄、即ち二度と任官されないという庶人の地位に落とされた。李邕は唐紹を嫌っていたのであろうか。翌日の一四日には、玄宗は驪山の東の涇川で獵をした。獵は卷狩りの田獵（敗獵）で、講武より小規模の軍事訓練と考えるべきであろう。そして涇川の東にある同州の刺史姚元之を宰相にしようとし、中使（皇帝身辺の使者、宦官）を遣わして行在に召した。

姚元之が到着すると、獵の最中であつたがその場で兵部尚書・同中書門下三品とした。兵部尚書は前日に流罪になつた郭元振の就いていた官である。張説等はこの人事には反対であつたが、玄宗は押し切つた。^⑩姚元之は、玄宗朝初期の名宰相として活躍し、張説も優れた宰相であつたが、二人の対立はその後も続いた。

姚元之の人事の手続きは極めて異例である。五品以上の高官を任命する場合、通常であれば中書省で原案を作り、門下省で審査して異論があれば中書省に差し戻し（封駁・封還）、最終的に人事が固まれば尚書省で辞令である告身を作成して本人に通知する。ところが、この時は以上の三省を通さずに玄宗個人の判断、悪く言えば独断で姚元之の人事を断行している。姚元之は開元初めに年号との重なりを避けて名を姚崇と改め、後の宋璟と開元の治の名宰相として並び称されたが、開元九年（七二一）に薨去した。同州には唐の行宮も存在しており、^⑪一〇月一三日以降玄宗は初め長安東郊の驪山の講武で皇帝としての威を示し、翌日にはさらに東に行つて涇川で獵を行い、その場でおそらく当日に泊まることになる同州の刺史の姚元之（姚崇）を抜擢し、張説らの異論を無視して即決して宰相に任命した。これら一連の行動は、事前に綿密に計画されていたのであろう。統治後半の天宝年間（七四二～七五六）とは相違し

て、この時期の玄宗は非凡な君主であった。張説・姚崇・唐紹は、玄宗の太平公主一派肅清の時にはいずれも玄宗側の功勞者であった。

それから一箇月半経った一二月一日庚寅に、玄宗は大赦して開元と改元した。同時に、長安のある雍州を京兆府、洛陽のある洛州を河南府とし、それぞれ長官の長史を尹、次官の司馬を少尹としたが、この点について妹尾達彦氏が次のような興味深い指摘をしている。妹尾氏に依れば、長安の京師に対して洛陽を陪京と言うようになったのは、張暉が大理卿に任ぜられた先天二年七月一九日に始まる〔全唐文〕卷一〇・玄宗「封張暉制」。張暉は、臨淄郡王であった玄宗の潞州（山西省長治県）別駕時代以来の旧知の人物で、先天元年に玄宗が即位した時に太平公主に備えるように説いて公主に知られ、睿宗によって嶺南の峯州に流されていたのがここで拔擢されたのである。そして、翌月の八月には権に兼雍州長史を加えられ、さらに一二月に雍州が京兆府となると京兆尹になった。妹尾氏に依れば、玄宗が洛陽を陪京としたことには、洛陽が京師の長安を補助する立場にある、ということを明確にする政治的意図があった。則天武后が称制を開始する六八四年に神都として以来、二十年以上も洛陽は唐から周（武周）の政治の中心であったが、玄宗は長安に

還都して洛陽を政治的拠点とした勢力を抑制し、高祖・太宗以来の長安を中心とする中央政治を推進して、後代に「開元の治」と称せられる長安の復興計画を完成したのである、という（註〈12〉所掲「陪京の成立」二八九～二九一頁）。なお、太平公主は武氏に嫁しているが、先天二年に倒された公主一派の中には武氏一族の者はいない。おそらく、睿宗即位時までには武氏一族は退潮していたのであろう。

以上の妹尾氏の指摘の上に、睿宗崩御後に玄宗が洛陽における武后の政治的象徴の破却を本格化させた、という前述の私の解釈を無理なく接合させることができる。逆に言えば、先天二年七月の太平公主打倒以後の政治過程は、開元五年以降の玄宗の動きの先蹤であった、と見ることができる。七月の張暉の拔擢、一〇月の講武と獵、獵における姚元之（姚崇）の拔擢へと進み、一二月一日の開元への改元に至るのである。新年を迎える僅か一箇月前に年号を開元と改めたことは、クータを行って親政を確立した年の内に、その象徴である改元を実施しようとした玄宗の決意の表明であった、と理解することができる。しかしそれは、七月に洛陽を陪京としてから四箇月以上も後のことであった。次節に見るように、睿宗に近い臣下の存在にはなお無視できないものがあつたのではなからうか。先天も、結

局は睿宗の年号であったということができよう。

五 玄宗・姚崇と張説・郭元振

以上述べた点に関連して、妹尾達彦氏から唐斐氏の「唐国史中的史実遮蔽与形象建構——以玄宗先天二年政変書寫为中心」（『中国社会科学』二〇一二年第三期）の提供を受けた。唐氏は張説の「兵部尚書國公（代國公）贈少保郭公行狀」（『文苑英華』卷九七二）を引いて、私の述べた点とも関わる当時の政治情勢の分析をしているが、そこで次のような重要な一文を紹介している。

會太平公主・竇懷貞潛結凶黨、謀廢皇帝。睿宗猶豫不決、諸相皆阿諛順旨、惟公廷爭不受詔。及舉兵、誅竇懷貞等、宮城大亂、睿宗步肅章門觀變。諸相皆竄外省、公獨登奉天門樓躬侍。睿宗聞東宮兵至、將欲投于樓下、公親扶聖躬、勸乃止。及上即位、宿中書十四日、獨知政事。

一行目の皇帝はもちろん玄宗であるが、文脈から「不受詔」の「詔」は太上皇帝である睿宗の詔である。また、当時睿宗が太極宮にいて玄宗は本来皇太子の居住する武德宮にいたので、東宮兵というのは玄宗側の兵のことである。

唐氏も指摘しているが、以上の文から次のような事実を確認することができる。太平公主と玄宗との対立が厳しくなった時、睿宗は玄宗を廢そうとする公主の企てに関与していたこと。あるいは、睿宗にも積極的な意思のあったのを、張説の行狀では抑制して記述しているのかも知れない。また、玄宗側が拳兵した時に郭元振が睿宗に近侍し、奉天門から身を投げようとする睿宗を押し止めたこと。それだけ睿宗と郭元振との関係は近かったのである。また、郭元振は事態が収まった後に、中書省に十四日間宿直して独りで政事を知した。行狀に抛れば、この時の郭元振の官職は金紫光祿大夫・兵部尚書・知政事、及び元帥であった。元帥というのは、その前に受けた朔方道行軍大總管のことであろうか。「宿中書十四日、獨知政事」という彼の行動は、知政事の権限を行使してのものであったのであろう。即ち、太平公主一派を誅滅しても玄宗が直ちに実権を握ったわけではなく、睿宗に近い郭元振が一時睨みを利かしていたのである。

前節では、その後一〇月一三日に玄宗の行った講武のことを述べたが、玄宗はその時に軍容不整を理由に郭元振を斬ろうとした。唐氏が指摘するように、旌旗が二十数キロも連なるぶっつけ本番の大規模な講武であれば、軍容不整は起こり得ること

であろう。唐紹はそのどきさくさで命を奪われてしまったが、それを理由に郭元振を切るというのは、皇帝の「威を立てる」つまり権威を見せつけるための示威であったのである。行状を書いたことから、張説と郭元振との関係は近いものであったと推定される。姚崇の任官に張説が強く反対したことにも、張説と郭元振との近さが感じ取れる。張説は睿宗とも近かったのではなからうか。

『資治通鑑』卷二一〇・開元元年（七一三）條に

十二月庚寅、敕天下、改元。……壬寅、以姚元之兼紫微令、元之避開元尊號、復名崇。……姚崇既爲相、紫微令張說懼、乃潛詣岐王申款。他日、崇對於便殿、行微蹇。上問、有足疾乎。對曰、臣有腹心之疾、非足疾也。上問其故。對曰、

岐王陛下愛弟、張説爲輔臣、而密乘車入王家、恐爲所誤、故憂之。癸丑、説左遷相州刺史。

とある。ここからも、玄宗・姚崇と張説との対立が明瞭に把握できる。郭元振は講武の際に新州（広東省）に流罪となったが、

張説の行状には

未至、屬開元元年冊尊号敕曰、元振往立大功、保護於朕。

頃因閔武、頗失軍容、責情放逐、將收后效、可饒州司馬。

未至、卒於道、時年五十八。

とある。この文の「元振……司馬」の部分は『唐大詔令集』卷四・蘇頌「改元開元元年大赦天下制」の一部であり、尊号というのとはここでは開元の年号のことであって、皇帝の徽号のことではない。また、「將收后效」は、玄宗を保護する大功のあった郭元振には今後の貢献が期待できる、という意味であろう。このように、新州に到着する前に改元赦の優渥で郭元振の処分は流罪から州司馬への左遷に緩和されたのである。彼は饒州（江西省）に行き著く前に死亡してしまったが、一二月の改元にはこの間の官僚の処分を軽減する効果もあったのであろう。

六 おわりに

以上、唐代の讓位における改元の問題を取り上げ、特に憲宗の元和への改元が正月二日に行われた理由と、玄宗の開元への改元が一二月に行われた理由とについて検討してきた。前者には順宗の在位期間を即位翌年の正月一日まで延ばすことによつて、順宗が未踰年之君となることを避ける狙いがあると考えた。憲宗には、或いは自分が篡奪者のような立場に見られることを防ぐ狙いもあったのかも知れない。後者の場合、その発端が先天二年七月の太平公主一派の肅清にあることから問題はより複

雜であり、則天武后の退位を淵源とする玄宗と太平公主との対立を軸に、一二月の改元を長期間の政治闘争の帰結として理解することができた。諸史料を総合することによって、この間の政局の動きはより精密に解釈することができるであろう。

「木を見て森を見ず」という諺があり、歴史学では細部に捉われて大局を見通せない研究などに批判的に使われる。しかし西洋の美術・建築学では「神は細部に宿る」という成句があり、キリスト教芸術でもその細部にはそれ以前の異教的要素を見出すことができる、ということから細部の大切な所を忽せにすべきでない、という意味で用いられることが多い。いつ改元するかという一見些細な問題も、丹念に見ていくと政治史上の重要な一駒を掘り起こす手懸りともなり得る。そのような観点から本稿を参照して頂ければ幸いである。

註

(1) 拙稿「中国皇帝の讓位と元号」、加藤陽子編『天皇はいかに受け継がれたか——天皇の身体と皇位継承』所収、續文堂出版、二〇一九年。

(2) 『旧唐書』卷七九・吕才伝の貞觀一五年(六四一)以後の條に、「其叙宅経曰、(中略)禮云、嗣子位定於初喪、踰年之後、方始正號」とあり、踰年称元の論理が明確に示されている。この「禮」の原典は『春秋左

氏伝』「桓公・經元年春正月公即位」の杜預の註「嗣子位定於初喪而改元、後漢で唯一人在位中に廢位された弘農王(在位一八九)は、

(3) 因みに、後漢で唯一人在位中に廢位された弘農王(在位一八九)は、廢位の故に帝号を称してはいない。

(4) 皇帝の諡号と廟号との相違については、拙稿「中国の帝と宗——皇帝の呼称をめぐって」『図書』第七五三号、岩波書店、二〇二一年、参照。

(5) 『旧唐書』卷八七・裴炎伝に「弘道元年、六八三」一二月丁巳、高宗崩。太子即位、未聽政、宰臣奏議、天后降令於門下施行」とある。

(6) 『旧唐書』卷七四・崔仁師伝附崔湜伝・神龍初年(七〇五)條に、時桓彦範・敬暉等既知國政、懼武三思讒間、引湜爲耳目、使伺其動靜。俄而中宗疏忌功臣、於三思恩寵漸厚、湜乃反以桓・敬等計

議潛告三思。(中略)及桓・敬等徙于嶺外、湜又說三思盡宜殺之、以絶其歸望。

とあり、中宗が桓彦範・敬暉等の政治の主導を嫌って武氏一族に接近したことから、その際に崔湜が暗躍したことを伝えている。崔湜は崔仁師の孫である。

(7) 『旧唐書』卷七八・張行成伝附族孫張易之伝に「中宗爲皇太子、太子男邵王重潤及女弟永泰郡主竊言二張(張易之・張昌宗)專政。易之訴於則天、付太子自鞠問處置、太子並自縊殺之」とある。これに拠れば、懿德太子及び永泰公主(共に死後の称号)が張易之・張昌宗兄弟の專横を父の中宗に訴えたのに対し、そのことが張易之から武后に漏れば、武后は皇太子に返り咲いた中宗にも依然として圧力を掛けていたのであり、韋后がそうした中宗の弱腰に不満を抱いていたことも考えられよう。

なお、同伝には

神龍元年正月、則天病甚。是月二十日、宰臣崔玄暉・張柬之等起

羽林兵、迎太子至玄武門、斬關而入、誅易之・昌宗於迎仙院、並梟首於天津橋南、則天遜居上陽宮。

とあり、則天武后の幽閉に当たつても羽林軍の動員されていたことが判る。補論参照。

(8) 拙著『中国古代皇帝祭祀の研究』(岩波書店、二〇〇六年 第八章「中国古代の即位儀礼と郊祀」・「宗廟」四「唐代の即位儀礼」、四八六、四八八頁、参照。

(9) 拙稿「玄宗の祭祀と則天武后」(古瀬奈津子編『東アジアの礼・儀式と支配構造』所収、吉川弘文館、二〇一六年) 参照。

(10) 『資治通鑑』卷二〇・玄宗・先天二年(七二二)一〇月條には

甲辰、獵于渭川、上欲以同州刺史姚元之爲相、張說疾之、使御史大夫趙彥昭彈之、上不納。又使殿中監姜皎言於上曰、陛下常欲擇河東總管而難其人、臣今得之矣。上問爲誰、皎曰、姚元之文武全才、眞其人也。上曰、此張說之意也、汝何得面欺、罪當死。皎叩頭首服。上即遣中使召元之詣行在。既至、上方獵、引見即拜兵部尚書・同中書門下三品。

とある。因みに、『旧唐書』卷九七・張說伝には

是歲(景雲二年、七一)二月、睿宗謂侍臣曰、有術者上言、五日内有急兵入宮、卿等爲朕備之。左右相顧莫能對。說進曰、此是讖人設計、擬搖動東宮耳。陛下若使太子監國、則君臣分定、自然窺覲路絕、災難不生。睿宗大悅、即日下制皇太子監國。明年又制皇太子即帝位。俄而太平公主引蕭至忠・崔湜等爲宰相、以說爲不附己、轉爲尚書左丞、罷知政事、請令往東都留司。說既知太平等陰懷異計、乃因使獻佩刀於玄宗、仍先事討之。說既知太平等至忠等伏誅、徵拜中書令、封燕國公、賜實封二百戶。

とあり、この間張說が一貫して玄宗側にあつたものとして描かれている。また、張說は姚崇によつて相州刺史に左遷された後は地方官を歴

任し、開元一三年(七二五)の封禪に尽力するなど玄宗の忠臣として仕えた。

(11) 頼瑞和氏に依れば(同氏『唐代中層文官』中華書局、二〇一一年、三六七頁脚註③)、同州には唐の行宮があつた。『元和郡縣圖志』卷二・同州條では沙苑にも德興宮があるが、朝邑県の長春宮であると思われる。唐の皇帝が長春宮に行幸する例はよくある。

(12) 妹尾達彦著、高兵兵・郭雪妮・黃海靜訳『隋唐長安与東亞比較都城史』(西北大学出版社、二〇一九年) 第二部分「隋唐長安与東亞國際關係」第二章「陪京の成立——八一—二世紀東亞の複都制」二九〇頁。この論文は中国語の書き下ろしで、日本語の増補版が「東アジアの複都制——六十三世紀を中心に——」と題して、妹尾達彦編著『アフロ・ユーラシア大陸の都市と社会』(中央大学出版社、二〇二〇年)に収録された。

(13) 因みに、『旧唐書』卷九二・魏元忠伝には
尋進拜侍中、兼檢校兵部尚書。時則天崩、中宗居諒闇、多不視事、軍國大政、獨委元忠者數日。未幾還中書令、加授光祿大夫、累封齊國公、監修國史。

とある。本文の張說「行状」では、太平公主誅滅の際に郭元振が中書省に一四日間宿直して独りで政事を知したのであるが、則天武后の崩御の際には諒闇に居た中宗に代わつて、魏元忠がその間の政務を代行する冢宰の役割を果たしている。また魏元忠伝に拠れば、武周朝末期の則天武后の不豫となつた時に、魏元忠は皇太子の中宗に政治を行わせようと謀つたと訴えられ、窮地に陥つたが、張說が武后の前で弁護して、魏元忠は端州高要尉に左遷されるに止まつた。

(14) 『旧唐書』卷九七・張說伝には「俄而爲姚崇所構、出爲相州刺史、仍充河北道按察使」とある。なお、本文中の『資治通鑑』に見える岐王は惠文太子範であるが、『旧唐書』卷九五・睿宗諸子伝の惠文太子範

伝では、睿宗の踐祚と共に巴陵郡王から岐王に進爵された。また同伝には

先天二年、從上討竇懷貞・蕭至忠等、以功加賜實封滿五千戶、下制褒美。開元初、拜太子少師。……（開元八年）範好學工書、雅愛文章之士、士無貴賤、皆盡禮接待。與閭朝隱・劉庭琦・張諤・鄭絛篇題唱和。……時上禁約王公不令與外人交結。駙馬都尉裴虛己坐與範遊讌、兼私挾讖緯之書、配徙嶺外。萬年尉劉庭琦・太祝張諤、皆坐與範飲酒賦詩、黜庭琦爲雅州司戶、諤爲山莊丞。然上未嘗問範、恩情如初。……十四年病薨、上哭之甚慟、輟朝三日。……命工部尚書攝太尉盧從愿册贈王爲惠文太子、陪葬橋陵。

とあり、岐王範は先天二年には太平公主一派を打倒するのに功績をあげた。しかし玄宗が、開元八年（七二〇）に自分の兄弟が親族以外と交際するのを禁ずると、それまで文章等を通じて岐王範と親しくしていた劉庭琦・張諤等は警戒の対象となった。即ち、岐王範と遊宴すると共に、革命にも通じる讖緯の書を私蔵していた女婿の裴虛己は嶺南に配徙され、やはり宴席で岐王範と詩を賦していた劉庭琦・張諤は左遷され、玄宗が岐王範に気を許していなかったことが窺える。しかし、開元十四年（七二六）に彼が病死するまで、岐王の地位が危うくなることはなく、その時に恵文太子を冊贈されたのである。なお、彼が陪葬された橋陵は睿宗陵である。

補論

註（7）の『旧唐書』張易之伝では、五王のうちの二人の宰臣、即ち崔玄暉と張柬之が則天武后の幽閉に際して羽林軍を押さえており、武后幽閉は武力によるクーデタの様相も呈していた。そこで、彼等及び桓彦範・

袁恕己・敬暉の五王がどのようにして羽林軍の指揮権を握ったのか、以下に確かめてみたい。

『旧唐書』卷九一・桓彦範伝には

長安三年（七〇三）、歷遷御史中丞。四年、轉司刑少卿。（中略）是歲冬、則天不豫、張易之與弟昌宗入閣侍疾、潛圖逆亂。鳳閣侍郎張柬之與桓彦範及中臺右丞敬暉等建策、將誅之。柬之遽引彦範及暉、並爲左右羽林將軍、委以禁兵、共圖其事。時皇太子每於北門起居、彦範與暉因得謁見、密陳其計、太子從之。神龍元年（七〇五）正月、彦範與敬暉及左羽林將軍李湛・李多祚・右羽林將軍楊元琰・左威衛將軍薛思行等率左右羽林兵及千騎五百餘人、討易之・昌宗於宮中、令李湛・李多祚就東宮、迎皇太子。兵至玄武門、彦範等奉太子、斬關而入、兵士大譟。時則天在迎仙宮之集仙殿、斬易之・昌宗於廊下、并就第斬其兄泚州刺史昌期・司禮少卿同休、並梟首於天津橋南。士庶見者莫不歡叫相賀、或禱割其肉、一夕都盡。

とある。また、同卷・張柬之伝には

長安中召爲司刑少卿、遷秋官侍郎。……（姚崇の推挙で）則天登時召見、尋同鳳閣鸞臺平章事。未幾遷鳳閣侍郎、仍知政事。及誅張易之兄弟、柬之首謀其事。

とあり、鳳閣鸞臺平章事（同中書門下平章事のこと、知政事はその別称）の任にあった張柬之が桓彦範と敬暉とを左右羽林將軍とし、禁兵の指揮権を握らせたことで、このクーデタが実現したのである。また、同卷・袁恕己伝には

長安中、歷遷司刑少卿、兼知相王府司馬事。敬暉等將誅張易之兄弟、恕己預其謀議。又從相王、統率南衙兵仗、以備非常。

とあり、袁恕己は相王（睿宗）府の司馬として南衙の兵を統率して異変に備えた。残る崔玄暉については、同卷・崔玄暉伝に

（長安）三年、拜鸞臺侍郎・同鳳閣鸞臺平章事、兼太子左庶子。四年、

遷鳳閣侍郎、加銀青光祿大夫、仍依舊知政事。(中略) 則天季年、(中略) 是時則天不豫、宰相不得召見者累月、及疾少間、玄暉奏言、皇太子・相王仁明孝友、足可親侍湯藥。宮禁事重、伏願不令異姓出入。則天曰、深領卿厚意。尋以預誅張易之功、擢拜中書令、封博陵郡公。中宗將授方術人鄭普思爲秘書監、玄暉切諫、竟不納。尋進爵爲王、賜實封四百戶。とあり、直前に知政事(同鳳閣鸞臺平章事)ではあったが、張東之のよう
に桓彥範・敬暉に兵権を握らせるために動いたわけではなさそうである。
以上に拠ると、宰相の張東之が桓彥範・敬暉に玄武門を衛る羽林軍の指揮権を握らせ、それによって武后の押し込めと中宗の復位に成功したのである。崔玄暉は同じ宰相として、張東之の動きに同調したのであろう。また、袁恕己は睿宗の相王府司馬として、宮城の南衛の兵を押えていた。従って、このクーデタには五王のみならず、皇太子(中宗)・相王(睿宗)の兄弟も加わり、宮城北の羽林軍を動かしただけでなく、南衛の兵も押える、というかなり大規模な計画であった。その動きに対して武氏勢力が対抗できなかった、或いはその動きを把握できなかったとすれば、武后の晩年に武氏の一定の退潮が見られたともいえる。また、後の武后崩御後に中宗や韋后が武氏に接近したのであれば、武后自身は晩年には武氏一族の抵抗勢力になつていたのかも知れない。

なお、『旧唐書』卷九二・韋安石伝附趙彦昭伝には

彦昭素與郭元振・張説友善、及蕭至忠等伏誅、元振・説等稱、彦昭先嘗密圖其事、乃以功遷刑部尚書、封耿國公、賜實封一百戶。殿中侍御史郭震奏、彦昭以女巫趙五娘左道亂常、託爲諸姑潛相影授。(中略) 俄而姚崇入相、甚惡彦昭之爲人、由是累貶江州別駕、卒。

とある。これに拠れば、郭元振と張説、さらに趙彦昭とは仲が良かったのであるが、姚崇は趙彦昭の爲人を悪んでいた。そこから、姚崇と郭元振・張説とが疎隔であったことも推測できよう。